

6| その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第四項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならぬ。

7| 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）は、第四項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

8| 市町村長は、この法律の規定による市町村の事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

（市町村の福祉事務所）

5| その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第三項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならぬ。

6| 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）は、第三項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

7| 市町村長は、この法律の規定による市町村の事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

（市町村の福祉事務所）

第九条の二 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四項各号に掲げる業務又は同条第六項及び第七項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2・3 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

第九条の二 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第三項各号に掲げる業務又は同条第五項及び第六項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2・3 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ハ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

二 必要に応じ、障害者自立支援法第五条第十九項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(更生相談所)

第十一条 (略)

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十八条第二項の措置に係るものに限る。）及び前条第一項第二号口から二までに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(身体障害者福祉司)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務

二 必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。

2・3 (略)

(更生相談所)

第十一条 (略)

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十七条の三第一項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は第十八条第三項及び第四項の措置に係るものに限る。）及び前条第一項第二号口から二までに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項並びに第七十四条に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(身体障害者福祉司)

第十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務

所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

(支援体制の整備等)

第十四条の二 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 (略)

所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 第九条第三項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

(支援体制の整備等)

第十四条の二 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付その他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 (略)

(利用の調整等)

第十七条の三 市町村は、身体障害者から求めがあつたときは、障害福祉サービス事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業その他の事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者に対し、当該身体障害者の利用についての要請を行うものとする。

2 障害福祉サービス事業その他の事業を行う者及び身体障害者更生援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二節 施設訓練等支援費

第一款 支援費等の支給

第十七条の四から第十七条の九まで 削除

(施設訓練等支援費の支給)

第十七条の十 市町村は、次条第五項に規定する施設支給決定身体障害者（以下この条において「施設支給決定身

体障害者」という。)が、次条第三項の規定により定められた同項第一号の期間(以下「施設支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)に入所の申込みを行い、当該指定身体障害者更生施設等から身体障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けたときは、当該施設支給決定身体障害者に対し、当該指定施設支援に要した費用(食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。))を除く。)について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。))につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。))の額

を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 前号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

3 施設支給決定身体障害者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額が、当該施設支給決定身体障害者の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における施設訓練等支援費の額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る範囲内において政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。

4 厚生労働大臣は、第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、身体障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（次条及び第十七条の十二において「身体障害程度区分」という。）を考慮するものとする。

(施設訓練等支援費の受給の手続)

第十七条の十一 身体障害者は、前条第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとするときは、身体障害者施設支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定(以下「施設支給決定」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施設訓練等支援費を支給する期間

二 当該身体障害者の身体障害程度区分

4 前項第一号の期間は、身体障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

-
- 5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた身体障害者（以下「施設支給決定身体障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しなければならぬ。
- 6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
- 8 施設支給決定身体障害者が指定身体障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき（当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く
-

。) について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定身体障害者に代わり、当該指定身体障害者更生施設等に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定身体障害者に対し施設訓練等支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定身体障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第二項第一号の市町村長が定める基準及び第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

（身体障害程度区分の変更）

第十七条の十二 施設支給決定身体障害者は、その身体障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該身体障害程度区分の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定身体障害者につき、必要があると認めるときは、その身体障害程度区分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定身体障害者に対し施設受給者証の提出を求めるとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、施設受給者証に当該決定に係る身体障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第十七条の十三 施設支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

一 施設支給決定身体障害者が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設支給決定身体障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により施設支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る施設支給決定身体障害者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(施設訓練等支援費の額の特例)

第十七条の十三の二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、身体障害者施設支援に要する費用を負担することが困難であると認められた施設支給決定身体障害者が受ける施設訓練等支援費の額は、第十七条の十第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額を控除して得た額とする。

(高額施設訓練等支援費の支給)

第十七条の十三の三 市町村は、施設支給決定身体障害者が受けた身体障害者施設支援、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第二項に規定する知的障害者施設支援及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された施設訓練等支援費、知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の施設訓練等支援費及び介護保険法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該施設支給決定身体障害者に対し、高額施設訓練等支援費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額施設訓練等支援費の支給要件、支給額その他高額施設訓練等支援費の支給に關し必要な事項は、身体障害者施設支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

(特定入所者食費等給付費の支給)

第十七条の十三の四 市町村は、施設支給決定身体障害者

(指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者を除く。)のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「特定入所者」という。)が、施設支給決定期間内において、指定身体障害者更生施設等に入所し、当該指定身体障害者更生施設等から指定施設支援を受けたときは、当該特定入所者に対し、当該指定身体障害者更生施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所者食費等給付費を支給する。

2 第十七条の十一第七項から第十一項までの規定は、特定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(更生訓練費の支給)

第十七条の十四 市町村は、施設支給決定身体障害者に対して、施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

(文書の提出等)

第十七条の十五 市町村は、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に関して必要があると認めるときは、身体障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第十七条の十六 この款に定めるもののほか、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定身体障害者更生施設等

第十七条の十七から第十七条の二十三まで 削除

(指定身体障害者更生施設等の指定)

第十七条の二十四 第十七条の十第一項の指定は、厚生労働省令で定める。

働省令の定めるところにより、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設（以下「身体障害者更生施設等」という。）であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定身体障害者更生施設等の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

（指定身体障害者更生施設等の設置者の責務）

第十七条の二十五 指定身体障害者更生施設等の設置者は、入所者の心身の状況等に応じて適切な身体障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提

供するように努めなければならない。

(指定身体障害者更生施設等の基準)

第十七条の二十六 指定身体障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第十七条の二十七 指定身体障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第十七条の二十八 都道府県知事は、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に必要があると認めるときは、指定身体障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者(以

下この項及び第十七条の三十において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定身体障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の辞退)

第十七条の二十九 指定身体障害者更生施設等は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第十七条の三十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定身体障害者更生施設等に係る第十七条の十第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 指定身体障害者更生施設等の設置者が、第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。
- 二 施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の請求に関し不正があつたとき。
- 三 指定施設設置者等が、第十七条の二十八第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 指定施設設置者等が、第十七条の二十八第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定身体障害者更生施設等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止

するため、当該指定身体障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

五 指定身体障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定身体障害者更生施設等の指定を受けたとき。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行つた指定身体障害者更生施設等について、前項第一号又は第二号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定身体障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第十七条の三十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 指定身体障害者更生施設等の指定をしたとき。
- 二 第十七条の二十九の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により指定身体障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

第三節 国立施設への入所

第十七条の三十二 身体障害者であつて厚生労働大臣の定める基準に該当するものは、厚生労働省令の定めるところにより、次項に規定する意見書を添付して、国の設置する身体障害者更生施設等（以下「国立施設」という。）に入所の申込みを行うことができる。

2 前項の入所の申込みを行おうとする身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を市町村長に申請しなければならない。

3 前項の意見書の交付は、市町村が、厚生労働省令の定めるところにより、第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準を勘案し、第十七条の十一第二項及び第三項の規定の例により、行うものとする。

4 第一項の規定により国立施設に入所の申込みを行った身体障害者に対し、当該国立施設の長が厚生労働省令の定めるところにより、入所の承諾を行ったときは、当該身体障害者は、国に対して、当該国立施設の利用料を支

払うものとする。

5 前項の利用料の額は、第十七条の十第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として算定した額とする。

6 国立施設の長は、第一項の規定により当該国立施設に入所した身体障害者に対して、当該国立施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への

の入所等の措置

(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障

第四節 障害福祉サービス、施設入所等の措置

(障害福祉サービス、施設入所等の措置)

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障

「害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 | 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の

害者が、やむを得ない事由により同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 | 市町村は、日常生活を営むのに支障がある身体障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるもの（第三十八条第四項において「日常生活用具」という。）を給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

3 | 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の十の規定により施設訓練等支費の支給を受けること又は第十七条の三十二の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府

設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

4 市町村は、身体障害者更生施設等への入所を必要とする者のうち、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話（以下この項において「介護等」という。）を必要とするものとして厚生労働省令で定めるものにつき、前項の規定による措置に代えて、国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（第二十八条の二において「指定医療機関」という。）にその者を入院させ、必要な介護等の提供を委託することができる。

（措置の受託義務）

第十八条の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する

（更生訓練費の支給）

第十八条の二 第十七条の十四の規定は、前条第三項の規

障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三節 盲導犬等の貸与

定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用する。

2 前項に規定する者であつて、国立施設への入所を委託されたものに対する更生訓練費又は物品の支給については、同項の規定にかかわらず、当該国立施設の長が行つものとする。

第五節 補装具等

(補装具)

第二十条 市町村は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具を交付し、若しくは修理し、又はこれに代えて補装具の購入若しくは修理に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、補装具の交付又は修理が困難であると認められる場合に限り、行つことができる。

3 第一項に規定する補装具の交付又は修理は、補装具の製作若しくは修理を業とする者（以下「業者」という。

）に委託して行い、又は市町村が自ら行うものとする。

（受託報酬）

第二十一条 前条第三項の規定により補装具の交付又は修理の委託を受けた業者が市町村に対して請求することができる報酬の額の基準は、厚生労働大臣が定める。

（支給費用の額）

第二十一条の二 第二十条第一項の規定により支給する費用の額は、前条の規定により業者が請求することができる報酬の例により算定した額とする。ただし、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

（盲導犬等の貸与）

第二十一条の三 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必

第二十条 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があつたときは、その福祉を図るため、必要に

じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

第四節 社会参加の促進等

（社会参加を促進する事業の実施）

第二十一条 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

（事業の開始等）

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の

要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

第六節 社会参加の促進等

（社会参加を促進する事業の実施）

第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

（事業の開始等）

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の

定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業（以下「身体障害者生活訓練等事業」という。）を行うことができる。

2 (略)

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者生活訓練等事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。

定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）を行うことができる。

2 (略)

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者相談支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十六条の二 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。

(秘密保持義務)

第二十六条の三 身体障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(施設の設置等)

第二十八条

都道府県は、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

2 | 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

3 | 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

4 | 身体障害者社会参加支援施設には、身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設（以下「養成施設」という。）を附置することができる。ただし、市町村がこれを附置する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

5 | 前各項に定めるもののほか、身体障害者社会参加支援施設の設置、廃止又は休止に関し必要な事項は、政令で定める。

(施設の設置等)

第二十七条

国は、身体障害者更生援護施設を設置しなければならない。

2 | 都道府県は、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

3 | 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

4 | 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

5 | 身体障害者更生援護施設には、身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設（以下「養成施設」という。）を附置することができる。ただし、市町村がこれを附置する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

6 | 前各項に定めるもののほか、身体障害者更生援護施設の設置、廃止又は休止に関し必要な事項は、政令で定める。

(施設の基準)

第二十九条 厚生労働大臣は、身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者社会参加支援施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

(施設の基準)

第二十八条 厚生労働大臣は、身体障害者更生援護施設及び養成施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

(措置の受託義務)

第二十八条の二 障害福祉サービス事業を行う者又は身体障害者更生援護施設若しくは指定医療機関の設置者は、第十八条第一項又は第三項若しくは第四項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを行ってはならない。

(身体障害者更生施設)

第二十九条 身体障害者更生施設は、身体障害者を入所さ

第三十条 削除

せて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設とする。

(身体障害者療護施設)

第三十条 身体障害者療護施設は、身体障害者であつて常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設とする。

(身体障害者福祉ホーム)

第三十条の二 身体障害者福祉ホームは、低額な料金で、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設とする。

(身体障害者授産施設)

第三十一条 身体障害者授産施設は、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設とする。

(身体障害者福祉センター)

第三十一条 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第十三条、第十四条、第十七条の二及び第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用(国の設置する障害者支援施設等に対し第十八条第二項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。)

(身体障害者福祉センター)

第三十一条の二 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

(市町村の支弁)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第十三条、第十四条、第十七条の二、第十八条及び第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用(国立施設に対し第十八条第三項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。)

二の二 第十七条の十、第十七条の十三の三又は第十七条の十三の四の規定により市町村が行う施設訓練等支

三 第二十八条第二項及び第四項の規定により、市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(都道府県の支弁)

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 二の二 (略)

三 第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 第二十八条第一項及び第四項の規定により都道府県が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設

援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費(以下「施設訓練等支援費等」という。)の支給に要する費用

三 第十七条の十四(第十八条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が行う更生訓練費又は物品の支給に要する費用

四 第二十七条第三項及び第五項の規定により、市町村が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(都道府県の支弁)

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 二の二 (略)

三 第十三条、第十四条、第十五条及び第二十一条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

四 第二十七条第二項及び第五項の規定により都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設

の設置及び運営に要する費用

(国の支弁)

第三十六条の二 国は、第十八条第二項の規定により、国の設置する障害者支援施設等に入所した身体障害者の入所後に要する費用を支弁する。

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用(第十七条の二及び第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)については、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用(第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者に

置及び運営に要する費用

(国の支弁)

第三十六条の二 国は、第十七条の三十二又は第十八条第三項の規定により、国立施設に入所した身体障害者の入所後に要する費用を支弁する。

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用(第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)及び第三十五条第二号の二の費用(次号に掲げる費用を除く。)のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用(第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者)

ついで第十七条の二及び第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。) については、その十分の五

(国の負担)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

- 一 第三十五条第三号及び第三十六条第四号の費用 (視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。) については、その十分の五

以下この条において「居住地不明身体障害者」という。) については第十七条の二、第十八条第一項、第三項及び第四項並びに第二十条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。) 及び第三十五条第二号の二の費用 (居住地不明身体障害者に要する費用に限る。) については、その十分の五

(国の負担)

第三十七条の二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

- 一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用 (身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設その他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用並びに視聴覚障害者情

- 二 (略)
- 三 第三十五条第二号の費用及び第三十六条第三号の費用(第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その十分の五

(費用の徴収)

第三十八条

報提供施設の設置に要する費用を除く。)については、その十分の五

- 二 (略)
- 三 第三十五条第二号の費用(第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)、第三十五条第二号の二の費用及び第三十六条第三号の費用(第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その十分の五

(費用の負担命令及び徴収)

第三十八条

業者に委託して補装具の交付又は修理が行われる場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を業者に支払うべき旨を命ずることができる。

2 身体障害者又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を業者に支払ったときは、当該業者の市町村に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。）が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 | 市町村により国の設置する障害者支援施設等への入所

3 | 第一項に規定する行政措置が行われた場合において、身体障害者又はその扶養義務者が、同項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、市町村においてその費用を支弁したときは、当該市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その支払わなかつた額を徴収することができる。

4 | 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合、同条第二項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第三項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは入所の委託（国立施設への入所の委託を除く。）が行われた場合、同条第四項の規定に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行われた場合（業者に委託して行われた場合を除く。）においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

5 | 市町村により国立施設への入所の委託が行われた場合

の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(報告の徴収等)

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(報告の徴収等)

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者相談支援事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、第二十七条第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(事業の停止等)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者生活訓練等事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第四十一条 身体障害者社会参加支援施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十九条第一項の規定による基準にそわなくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

2 (略)

(事業の停止等)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者相談支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第四十一条 身体障害者更生援護施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十八条第一項の規定による基準にそわなくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

2 (略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第四十三条の三 第三十九条第二項及び第四十一条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、身体障害者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2 前項の場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。この場合において、第三十九条第二項中「身体障害者更生援護施設」とあるのは、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設」と、第四十一条第一項中「身体障害者更生援護施設又は養成施設」とあるのは「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設」とする。

3 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設について、第二十七条第四項において適用することとされる社会福祉法第七十条から第七十二条までの規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（同条第一項及び第二項の規定による許可の取消しを除く。）は、これらの施設に入所する者の利益

を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

4 第一項及び前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（不正利得の徴収）

第四十三条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により施設訓練等支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定身体障害者更生施設等が、偽りその他不正の行為により施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支払を受けたときは、当該指定身体障害者更生施設等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせ

ることができる。

- 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(報告等)

- 第四十三条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に關して必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者若しくは身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 第十七条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供等)

- 第四十三条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に關して必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者又は身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官

(権限の委任)

第四十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは身体障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(権限の委任)

第四十三条の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(租税その他公課の非課税)

第四十四条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(受給権等の保護)

第四十五条 施設訓練等支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品

は、既に支給を受けたものであるとないつにかかわらず、差し押さえることができない。

(実施命令)

第四十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(更生援護の特例)

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第十八条及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用

は、既に支給を受けたものであるとないつにかかわらず、差し押さえることができない。

(実施命令)

第四十五条の二 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(更生援護の特例)

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第

第四十八条の二 市町村は、条例で、第十七条の十二第二項後段又は第十七条の十三第二項の規定による施設受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

については、身体障害者とみなす。

十七条の三十二、第十八条（第一項及び第三項に限る。）
（第十八条の二及び第三十五条から第三十八条までの
規定の適用については、身体障害者とみなす。

（国の無利子貸付け等）

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し
、第三十七条の二の規定により国がその費用について負
担する身体障害者更生援護施設の設置で日本電信電話株
式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の
促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六
号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条
第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金
について、予算の範囲内において、第三十七条の二の規
定（この規定による国の負担の割合について、この規定
と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異
なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により
国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付ける
ことができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身
体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を

- 図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 3 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。
- 5 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

る。

6 国は、第二項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村又は都道府県が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）新旧対照表（平成十八年一月一日施行）
 （附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 施設訓練等支援費</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 指定知的障害者更生施設等（第十五条の十 七 第十五条の三十一）</p> <p>第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置（第十 五条の三十二 第十七条の二）</p> <p>第四章（第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更 生施設等（第十五条の十七 第十五条の三 十一）</p> <p>第三節 居宅介護、施設入所等の措置（第十五条の三 十二 第十七条の二）</p> <p>第四章（第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動へ</p>

第 号)と相まつて、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第四条

の参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第四条 この法律において、「知的障害者居宅支援」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいう。

2 この法律において、「知的障害者居宅介護」とは、十八歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

3 この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを

いう。

4 この法律において、「知的障害者短期入所」とは、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者につき、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

5 この法律において、「知的障害者地域生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

6 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

7 この法律において、「知的障害者居宅介護等事業」とは、知的障害者居宅介護に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第

一項の措置に係る者につき、知的障害者居宅介護を提供する事業をいう。

8 この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、知的障害者デイサービスに係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項の措置に係る者（その者を現に介護する者を含む。）につき、第三項の厚生労働省令で定める施設に通わせ、知的障害者デイサービスを提供する事業をいう。

9 この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、知的障害者短期入所に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項の措置に係る者につき、知的障害者短期入所を提供する事業をいう。

10 この法律において、「知的障害者地域生活援助事業」とは、知的障害者地域生活援助に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三

この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十一条第二項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村（特別区を含む。以下同じ。）、「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

（更生援護の実施者）

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者

十二第一項の措置に係る者につき、知的障害者地域生活援助を提供する事業をいう。

11| この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十一条第二項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

（更生援護の実施者）

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が

が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十五条の三十二第一項の規定により措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法に規定する訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて同法第五條第十六項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十條第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が共同生活住居又は同條第一項ただし書に規定する施設（以下「特定施設」という。）への入居又は入所の前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入居又は入所をしている特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更

、知的障害者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十條第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であるときは入所前におけるその者の所在地の市町村が、この法律に定める更生援助を行うものとする。

生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入居又は入所の前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入居又は入所の前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3・4（略）

5 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、十八歳以上の知的障害者につき第三項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（知的障害者更生相談所）

第十二条（略）

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに前条第一項第二号口及び八に掲げる業務並びに障害者自立支援法第

3・4（略）

5 市町村長は、十八歳以上の知的障害者につき第三項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（知的障害者更生相談所）

第十二条（略）

2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。）並びに前条第一項第二号口及び八に掲げる業務を行うものとする。

二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

3・4 (略)

(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 (略)

(利用の調整等)

第十五条の四 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、障害福祉サービス事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調

3・4 (略)

(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、この章に規定する更生援護その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 (略)

(利用の調整等)

第十五条の四 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん

整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用についての要請を行うものとする。

2 障害福祉サービス事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二節 施設訓練等支援費

第十五条の五から第十五条の十まで 削除

又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費

(居宅生活支援費の支給)

第十五条の五 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定知的障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。

）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に知的障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る知的障害者居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定知的障害者

に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（知的障害者デイサービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び知的障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）並びに知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用（第三項及び次条において「特定日常生活」という。）を除く。）について、居宅生活支援費を支給する。

2 知的障害者地域生活援助以外の知的障害者居宅支援に係る居宅生活支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額

を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額)

二 十八歳以上の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の額は、知的障害者地域生活援助に係る指定居宅支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が当該指定居宅支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）とする。

（居宅生活支援費の受給の手続）

第十五条の六 十八歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあつては、十八歳未満の知的障害者を含む。第五項において同じ。）は、前条第一項の規定により居

宅生活支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 知的障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第一項及び第十五条の八において「支給量」という。）

4 前項第一号の期間は、知的障害者居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないも

-
- のとする。
- 5 市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた十八歳以上の知的障害者（以下「居宅支給決定知的障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証（以下「居宅受給者証」という。）を交付しなければならぬ。
 - 6 前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 7 指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定知的障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
 - 8 居宅支給決定知的障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定知的障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定知的障害者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用及び特定日常生活費を除
-

く。) について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定知的障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定知的障害者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第二項各号及び第三項の市町村長が定める基準並びに第十五条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第一百十条に規定する都道府県社会福祉協議会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

（特例居宅生活支援費の支給）

第十五条の七 市町村は、居宅支給決定知的障害者が、居

宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の知的障害者居宅支援（指定居宅支援の事業に係る第十五条の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準及び同条第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用及び知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

2 第十五条の五第二項及び第三項の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

（支給量の変更）

第十五条の八 居宅支給決定知的障害者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定める

ところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第十五条の六第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定知的障害者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

(居宅支給決定の取消し)

第十五条の九 居宅支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定知的障害者が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 居宅支給決定知的障害者が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有する

に至つたと認めるとき。

2 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定知的障害者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(介護保険法による給付との調整)

第十五条の十 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該知的障害の状態につき、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

(施設訓練等支援費の支給)

第十五条の十一 市町村は、次条第五項に規定する施設支給決定知的障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間内において、都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しく

(施設訓練等支援費の支給)

第十五条の十一 市町村は、次条第五項に規定する施設支給決定知的障害者（以下この条において「施設支給決定知的障害者」という。）が、次条第三項の規定により定められた同項第一号の期間（第十五条の十四の四第一項

において「施設支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設（以下「指定知的障害者更生施設等」という。）に入所の申込みを行い、当該指定知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、当該指定施設支援に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額

は知的障害者通勤寮又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設（以下「指定知的障害者更生施設等」という。）に入所の申込みを行い、当該指定知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、当該指定施設支援に要した費用（知的障害者通勤寮支援に要する費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通勤寮支援日常生活費」という。）を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（通勤寮支援日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（通勤寮支援

を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 前号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

3 施設支給決定知的障害者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額が、当該施設支給決定知的障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における施設訓練等支援費の額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。

4 厚生労働大臣は、第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、知的障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(次条及び第十五条の十三において「知的障害程度区分」という。)を考慮するものとする。

日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 知的障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、知的障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(次条及び第十五条の十三において「知的障害程度区分」という。)を考慮するものとする。

(施設訓練等支援費の受給の手続)

第十五条の十二 (略)

2～7 (略)

- 8 施設支給決定知的障害者が指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき(当該施設支給決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該施設支給決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定知的障害者に代わり、当該指定知的障害者更生施設等に支払うことができる。

9 (略)

- 10 市町村は、指定知的障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第二項第一号の市町村長が定める基準及び第十五条の二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして

(施設訓練等支援費の受給の手続)

第十五条の十二 (略)

2～7 (略)

- 8 施設支給決定知的障害者が指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき(当該施設支給決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該施設支給決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定知的障害者に代わり、当該指定知的障害者更生施設等に支払うことができる。

9 (略)

- 10 市町村は、指定知的障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第二項各号の市町村長が定める基準及び第十五条の二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審

審査の上、支払うものとする。

11| 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

（施設訓練等支援費の額の特例）

第十五条の十四の二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、知的障害者施設支援に要する費用を負担することが困難であると認められた施設支給決定知的障害者が受ける施設訓練等支援費の額は、第十五条の十一第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額を控除して得た額とする。

（高額施設訓練等支援費の支給）

第十五条の十四の三 市町村は、施設支給決定知的障害者が受けた知的障害者施設支援、身体障害者福祉法（昭和

査の上、支払うものとする。

11| 第十五条の六第十一項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

二十四年法律第二百八十三号) 第五条第二項に規定する
身体障害者施設支援及び介護保険法(平成九年法律第百
二十三号) 第二十四条第二項に規定する介護給付等対象
サービスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額
から当該費用につき支給された施設訓練等支援費、身体
障害者福祉法第十七条の十第一項の施設訓練等支援費及
び介護保険法第二十条に規定する介護給付等のうち政令
で定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額
であるときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、高
額施設訓練等支援費を支給する。

2 | 前項に定めるもののほか、高額施設訓練等支援費の支
給要件、支給額その他高額施設訓練等支援費の支給に関
し必要な事項は、知的障害者施設支援に要する費用の負
担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

(特定入所者食費等給付費の支給)

第十五条の十四の四 市町村は、施設支給決定知的障害者
(知的障害者通勤寮に入所する者その他の厚生労働省令
で定める者を除く。)のうち所得の状況その他の事情を
しん酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項にお

いて「特定入所者」という。）が、施設支給決定期間内において、指定知的障害者更生施設等に入所し、当該指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたときは、当該特定入所者に対し、当該指定知的障害者更生施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所者食費等給付費を支給する。

2 第十五条の十二第七項から第十一項までの規定は、特定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(文書の提出等)

第十五条の十五 市町村は、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に関して必要があると認めるときは、知的障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(文書の提出等)

第十五条の十五 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、居宅支給決定知的障害者若しくは施設支給決定知的障害者又は知的障害者居宅支援若しくは知的障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第十五条の十六 この款に定めるもののほか、施設訓練等
支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給
付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定め
る。

第二款 指定知的障害者更生施設等

第十五条の十七から第十五条の二十三まで 削除

(厚生労働省令への委任)

第十五条の十六 この款に定めるもののほか、居宅生活支
援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費
の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害
者更生施設等

(指定居宅支援事業者の指定)

第十五条の十七 第十五条の五第一項の指定は、厚生労働
省令の定めるところにより、知的障害者居宅支援を行う
事業(以下この条において「知的障害者居宅支援事業」
という。)を行う者の申請により、知的障害者居宅支援
の種類及び知的障害者居宅支援事業を行う事業所(以下
この款において「事業所」という。)ごとに行う。

- 2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、
次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事
業者の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第十五条の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第十五条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な知的障害者居宅支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定居宅支援事業者の責務)

第十五条の十八 指定居宅支援事業者は、知的障害者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定居宅支援の事業の基準)

第十五条の十九 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければなら

い。

2 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

(変更の届出等)

第十五条の二十 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第十五条の二十一 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に關して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定居宅支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命

じ、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定居宅支援事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第十五条の二十二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅支援事業者に係る第十五条の五第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、第十五条

の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第十五条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段により指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

2 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援
を行った指定居宅支援事業者について、前項第二号又は
第三号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に
係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することがで
きる。

(公示)

第十五条の二十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。
- 二 第十五条の二十の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

(報告等)

第十五条の二十八 都道府県知事は、施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者(

(報告等)

第十五条の二十八 都道府県知事は、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に関して必要があると認めるときは、指定知的障害者

更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者（以下この項及び第十五条の三十において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定知的障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指定の取消し）

第十五条の三十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定知的障害者更生施設等に係る第十五条の十一第一項の指定を取り消すことが

以下この項及び第十五条の三十において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定知的障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十五条の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

（指定の取消し）

第十五条の三十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定知的障害者更生施設等に係る第十五条の十一第一項の指定を取り消すことが

できる。

一 (略)

二 施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の請求に関し不正があつたとき。

三 五 (略)

2 (略)

第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置

(障害福祉サービス等)

第十五条の三十二 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

できる。

一 (略)

二 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。

三 五 (略)

2 (略)

第三節 居宅介護、施設入所等の措置

(居宅介護等)

第十五条の三十二 市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十五条の五又は第十五条の七の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に知的障害者居宅支援の提供を委託することができる。

きる。

2 (略)

(知的障害者相談支援事業の開始)

第十八条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、知的障害者相談支援事業を行うことができる。

(変更及び廃止又は休止)

第二十条 (略)

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者相談支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(報告の徴収等)

第二十一条の二 都道府県知事は、知的障害者の福祉のために必要があると認めるときは、知的障害者相談支援事

2 (略)

(知的障害者居宅生活支援事業等の開始)

第十八条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、知的障害者居宅生活支援事業又は知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者居宅生活支援事業等」という。)を行うことができる。

(変更及び廃止又は休止)

第二十条 (略)

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者居宅生活支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(報告の徴収等)

第二十一条の二 都道府県知事は、知的障害者の福祉のために必要があると認めるときは、知的障害者居宅生活支

業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(事業の停止等)

第二十一条の三 都道府県知事は、知的障害者相談支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る知的障害者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(受託義務)

第二十一条の四 障害福祉サービス事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者は、第十五条の三十二第一項又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

援事業等を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(事業の停止等)

第二十一条の三 都道府県知事は、知的障害者居宅生活支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る知的障害者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(受託義務)

第二十一条の四 知的障害者居宅生活支援事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者は、第十五条の三十二第一項又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではなら

(知的障害者デイサービスセンター)

第二十一条の五 知的障害者デイサービスセンターは、十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通じて、創作的活動の機会の提供、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与することを目的とする施設とする。

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

一の二 第十五条の十一、第十五条の十四の三又は第十五

条の十四の四の規定により市町村が行う施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費(以下「施設訓練等支援費等」という。)の支給に要する費用

ない。

(知的障害者デイサービスセンター)

第二十一条の五 知的障害者デイサービスセンターは、知的障害者デイサービスを提供することを目的とする施設とする。

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

一の二 第十五条の五又は第十五条の七の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用

一の三 第十五条の十一の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用

一〇三 第十五条の三十二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

二・三 (略)

(都道府県の負担)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

- 一 第二十二條第一号の二の費用(知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費等の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。)及び同条第二号の費用(第十六條第一項第二号の規定による行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)(に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)(のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うものについては、その四分の一
- 二 第二十二條第一号の二の費用(第九条第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者(以下この条において「居住地不明知的障害者」という。)(についての施設訓練等支援費等の支給(知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。)(に要する

一〇四 第十五条の三十二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

二・三 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

- 一 第二十二條第一号の三の費用(知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。)及び同条第二号の費用(第十六條第一項第二号の規定による行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)(に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)(のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うものについては、その四分の一
- 二 第二十二條第一号の三の費用(第九条第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者(以下この条において「居住地不明知的障害者」という。)(についての施設訓練等支援費の支給(知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。)(に要する費

費用に限る。)及び第二十二條第二号の費用(第十六條第一項第二号の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。))に要する費用に限る。)

、その十分の五

三 第二十二條第一号の三の費用(第十五條の三十二條二項の行政措置に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。))については、その四分の一

四 第二十二條第一号の三の費用(居住地不明知的障害者についての第十五條の三十二條第一項の行政措置に要する費用に限る。))については、その十分の五

五 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その四分の一

用に限る。)及び第二十二條第二号の費用(第十六條第一項第二号の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。))に要する費用に限る。)

その十分の五

三 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その四分の一

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第二十二條第一号の二の費用(知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。)

び同条第一号の四の費用（知的障害者地域生活援助及び第十五条の三十二第二項の行政措置に係る費用並びに次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一以内

二 第二十二条第一号の二の費用（第十五条の五又は第十五条の七の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給）（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）に要する費用に限る。）及び第二十二条第一号の四の費用（居住地不明知的障害者についての知的障害者地域生活援助に係る費用を除く。）については、その十分の五以内

（国の負担）

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二条又は第二十三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

一 第二十二条第一号の二の費用（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）

（国の負担及び補助）

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二条又は第二十三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

一 第二十二条第一号の三の費用（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）

二 第二十二條第一号の三の費用（第十五條の三十二第二項の行政措置に要する費用を除く。）

三 第二十二條第二号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）に要する費用

四 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

五 第二十三條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

（費用の徴収）

第二十七條 第十五條の三十二又は第十六條第一項第二号

二 第二十二條第二号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）に要する費用

三 第二十二條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

四 第二十三條第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、同條第一号の二の費用（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）及び同條第一号の四の費用（第十五條の三十二第一項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同條第二項の行政措置に要する費用を除く。）については、その二分の一以内を補助することができる。

（費用の徴収）

第二十七條 第十五條の三十二又は第十六條第一項第二号

の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

（不正利得の徴収）

第二十七条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により施設訓練等支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定知的障害者更生施設等が、偽りその他不正の行為により施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支払を受けたときは、当該指定知的障害者更生施設等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

（不正利得の徴収）

第二十七条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第二十八条において「居宅生活支援費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3
(略)

(報告等)

第二十七条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に
関して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障
害者の配偶者若しくは知的障害者の属する世帯の世帯主
その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に
対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提
示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十五条の二十八第二項の規定は前項の規定による質
問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限
について準用する。

(資料の提供等)

第二十七条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に
関して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障
害者の配偶者又は知的障害者の属する世帯の世帯主その
他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官
公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め
、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは知的障害者

3
(略)

の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(租税その他公課の非課税)

第二十七条の七 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(受給権の保護)

第二十八条 施設訓練等支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(条例による過料)

第三十二条 市町村は、条例で、第十五条の十三第二項後段又は第十五条の十四第二項の規定による施設受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附則

(租税その他公課の非課税)

第二十七条の五 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(受給権等の保護)

第二十八条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(条例による過料)

第三十二条 市町村は、条例で、第十五条の八第二項後段若しくは第十五条の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五条の十三第二項後段若しくは第十五条の十四第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附則

(更生援護の特例)

3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条の四、第十五条の十一から第十五条の十五まで、第十五条の三十二(第一項に限る。)、第十六条(第一項第二号に限る。)、及び第二十二條から第二十七條までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六條の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)(第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六條の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。))により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(更生援護の特例)

3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条の四、第十五条の十一から第十五条の十五まで、第十六条(第一項第二号に限る。)、及び第二十二條から第二十七條までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六條第一項の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)(第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六條第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。))により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6・7 (略)

8 国は、附則第四項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9・10 (略)

る。

5 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条第一項の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6・7 (略)

8 国は、附則第四項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第二十六条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9・10 (略)

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）新旧対照条文（平成十八年十月一日施行）

（附則第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 実施機関及び更生援護</p> <p>第一節 実施機関等（第九条 第十五条の三）</p> <p>第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十五条の四 第二十一条）</p> <p>第三章 費用（第二十二條 第二十七條の二）</p> <p>第四章 雑則（第二十八條 第三十二條）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 実施機関及び更生援護</p> <p>第一節 実施機関等（第九条 第十五条の四）</p> <p>第二節 施設訓練等支援費</p> <p>第一款 支援費の支給（第十五条の五 第十五条の十六）</p> <p>第二款 指定知的障害者更生施設等（第十五条の十七 第十五条の三十一）</p> <p>第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置（第十五条の三十二 第十七条の二）</p> <p>第四章 事業及び施設（第十八條 第二十一條の九）</p> <p>第五章 費用（第二十二條 第二十七條の二）</p> <p>第六章 雑則（第二十七條の三 第三十二條）</p> <p>附則</p>

第四条から第八条まで
削除

(定義)

第四条 この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十一条第二項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村（特別区を含む。以下同じ）、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第五条 この法律において、「知的障害者援護施設」とは、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームをいう。

- 2 この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援並びに独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設において提供される支援をいう。
- 3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。
- 4 この法律において、「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設（知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。
- 5 この法律において、「知的障害者通勤寮支援」とは、知的障害者通勤寮に入所する知的障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導をいう。

第二章 削除

第六条から第八条まで 削除

第三章 実施機関及び更生援護

(更生援護の実施者)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十五条の三十二第一項の規定により措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法に規定する訓練等給付費若しくは特別訓練等給付費の支給を受けて同法第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」とい

第二章 実施機関及び更生援護

(更生援護の実施者)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村（特別区を含む。以下同じ。）による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九條第一項若しくは第三十條第一項の規定により同法第十九條第一項に規定する介護給付費等（第十五條の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五

項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか

う。）に入居している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が共同生活住居又は同条第一項ただし書に規定する施設（以下「特定施設」という。）への入居又は入所の前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入居又は入所をしている特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入居又は入所の前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入居又は入所の前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前には入所の前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

3 前項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

4 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

5 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

4 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以

下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

6| 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、十八歳以上の知的障害者につき第四項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四項各号に掲げる業務又は同条第五項及び第六項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5| 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、十八歳以上の知的障害者につき第三項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第三項各号に掲げる業務又は同条第四項及び第五項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

2・3 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十一条 (略)

2 都道府県は、前項第二号口に規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者福祉司)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 (略)

二 第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

2・3 (略)

(連絡調整等の実施者)

第十一条 (略)

2 都道府県は、前項第二号口に規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者福祉司)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 (略)

二 第九条第三項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

5 (略)

(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2
(略)

(支援体制の整備等)

第十五条の三 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者自立支援法の規定による自立支援給付その他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2
(略)

(利用の調整等)

第十五条の四 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、障害福祉サービス事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用についての要請を行う

ものとする。

2 障害福祉サービス事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第二節 施設訓練等支援費

第一款 支援費の支給

第十五条の五から第十五条の十まで 削除

(施設訓練等支援費の支給)

第十五条の十一 市町村は、次条第五項に規定する施設支給決定知的障害者（以下この条において「施設支給決定知的障害者」という。）が、次条第三項の規定により定められた同項第一号の期間（第十五条の十四の四第一項において「施設支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する

施設（以下「指定知的障害者更生施設等」という。）に入所の申込みを行い、当該指定知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、当該指定施設支援に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）

二 前号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の十に相当する額として厚生労働省令で定める

ところにより算定した額

3 施設支給決定知的障害者が同一の月に受けた指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における施設訓練等支援費の合計額を控除して得た額が、当該施設支給決定知的障害者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における施設訓練等支援費の額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る範囲内において政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とする。

4 厚生労働大臣は、第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、知的障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（次条及び第十五条の十三において「知的障害程度区分」という。）を考慮するものとする。

（施設訓練等支援費の受給の手続）

第十五条の十二 十八歳以上の知的障害者は、前条第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとする

ときは、知的障害者施設支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならぬ。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定（以下「施設支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

- 一 施設訓練等支援費を支給する期間
- 二 当該知的障害者の知的障害程度区分

4 前項第一号の期間は、知的障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた十八歳以上の知的障害者（以下「施設支給決定知的障害者」という。）に対し、厚生労働省令の定

めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した
受給者証（以下「施設受給者証」という。）を交付しな
ければならない。

6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に関し必要な
事項は、政令で定める。

7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定知的障害
者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定知的障
害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設
支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他や
むを得ない事由のある場合については、この限りでな
い。

8 施設支給決定知的障害者が指定知的障害者更生施設等
から指定施設支援を受けたとき（当該施設支給決定知的
障害者が当該指定知的障害者更生施設等に施設受給者証
を提示したときに限る。）は、市町村は、当該施設支給
決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に支払
うべき当該指定施設支援に要した費用（特定費用を除く
。）について、施設訓練等支援費として当該施設支給決
定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該施設
支給決定知的障害者に代わり、当該指定知的障害者更生

施設等に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定知的障害者に対し施設訓練等支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定知的障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第二項第一号の市町村長が定める基準及び第十五条の二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

（知的障害程度区分の変更）

第十五条の十二 施設支給決定知的障害者は、その知的障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該知

的障害程度区分分の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、その知的障害程度区分分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行った場合には、施設受給者証に当該決定に係る知的障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第十五条の十四 施設支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

- 一 施設支給決定知的障害者が、指定施設支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- 二 施設支給決定知的障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により施設支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の返還を求めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(施設訓練等支援費の額の特例)

第十五条の十四の二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、知的障害者施設支援に要する費用を負担することが困難であると認められた施設支給決定知的障害者が受ける施設訓練等支援費の額は、第十五条の十一第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を下回る額の範囲内において市町村長が定めた額を控除して得た額とする。

(高額施設訓練等支援費の支給)

第十五条の十四の三 市町村は、施設支給決定知的障害者が受けた知的障害者施設支援、身体障害者福祉法(昭和

二十四年法律第二百八十三号)第五条第二項に規定する
身体障害者施設支援及び介護保険法(平成九年第百二十
三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サー
ビスのうち政令で定めるものに要した費用の合計額から
当該費用につき支給された施設訓練等支援費、身体障害
者福祉法第十七条の十第一項の施設訓練等支援費及び介
護保険法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定
めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であ
るときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、高額施
設訓練等支援費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額施設訓練等支援費の支
給要件、支給額その他高額施設訓練等支援費の支給に関
し必要な事項は、知的障害者施設支援に要する費用の負
担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

(特定入所者食費等給付費の支給)

第十五条の十四の四 市町村は、施設支給決定知的障害者
(知的障害者通勤寮に入所する者その他の厚生労働省令
で定める者を除く。)のうち所得の状況その他の事情を
しん酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項にお

いて「特定入所者」という。）が、施設支給決定期間内において、指定知的障害者更生施設等に入所し、当該指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたときは、当該特定入所者に対し、当該指定知的障害者更生施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、政令で定めるところにより、特定入所者食費等給付費を支給する。

2 第十五条の第十二第七項から第十一項までの規定は、特定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(文書の提出等)

第十五条の十五 市町村は、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に関して必要があると認めるときは、知的障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第十五条の十六 この款に定めるもののほか、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定知的障害者更生施設等

第十五条の十七から第十五条の二十三まで 削除

(指定知的障害者更生施設等の指定)

第十五条の二十四 第十五条の十一第一項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮（以下「知的障害者更生施設等」という。）であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定知的障害者更生施設等の指定をしてはならない。

- 一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第十五条の二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

(指定知的障害者更生施設等の設置者の責務)

第十五条の二十五 指定知的障害者更生施設等の設置者は、入所者の心身の状況等に応じて適切な知的障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定知的障害者更生施設等の基準)

第十五条の二十六 指定知的障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第十五条の二十七 指定知的障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(報告等)

第十五条の二十八 都道府県知事は、施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支給に必要があると認めるときは、指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者(以下この項及び第十五条の三十において「指定施設設置者等」という。)である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定知的障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては

、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければなら
ない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

(指定の辞退)

第十五条の二十九 指定知的障害者更生施設等は、三月以
上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
る。

(指定の取消し)

第十五条の三十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに
該当する場合には、当該指定知的障害者更生施設
等に係る第十五条の十一第一項の指定を取り消すことが
できる。

一 指定知的障害者更生施設等の設置者が、第十五条の
二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及
び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営を
することができなくなつたとき。

二 施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の請求に關し不正があつたとき。

三 指定施設設置者等が、第十五条の二十八第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定施設設置者等が、第十五条の二十八第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定知的障害者更生施設等の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定知的障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 指定知的障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定知的障害者更生施設等の指定を受けたとき。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行った指定知的障害者更生施設等について、前項第一号又は第二号に該当すると認めるときは、その旨を当

該指定知的障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第十五条の三十一 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 指定知的障害者更生施設等の指定をしたとき。
- 二 第十五条の二十九の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により指定知的障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等へ

の入所等の措置

(障害福祉サービス)

第十五条の四 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同条第五項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第一項第二号において「療養介護等」と

第三節 障害福祉サービス、施設入所等の措置

(障害福祉サービス等)

第十五条の三十二 市町村は、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とす

いう。)を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

(障害者支援施設等への入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等

る知的障害者が、やむを得ない事由により同法に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

(施設入所等の措置)

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 やむを得ない事由により第十五条の十一の規定によ

に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条第五項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 (略)

2 (略)

(措置の解除に係る説明等)

第十七条 市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

り施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する知的障害者更生施設等に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 (略)

2 (略)

(措置の解除に係る説明等)

第十七条 市町村長は、第十五条の三十二又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十八条 第十五条の四又は第十六条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(行政手続法の適用除外)

第十七条の二 第十五条の三十二又は第十六条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第四章 事業及び施設

(知的障害者相談支援事業の開始)

第十八条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、知的障害者相談支援事業を行うことができる。

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(施設の設定)

第十九条及び第二十条 削除

第十九条 都道府県は、知的障害者援護施設を設置することができるとができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、知的障害者援護施設を設置することができる。

(変更及び廃止又は休止)

第二十条 国及び都道府県以外の者は、第十八条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者相談支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の基準)

第二十一条 厚生労働大臣は、知的障害者援護施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

2 知的障害者援護施設については、前項の規定による基

準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

(報告の徴収等)

第二十一条の二 都道府県知事は、知的障害者の福祉のために必要があると認めるときは、知的障害者相談支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の停止等)

第二十一条の三 都道府県知事は、知的障害者相談支援事

(受託義務)

第二十一条 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくはそのぞみの園の設置者は、第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る知的障害者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(受託義務)

第二十一条の四 障害福祉サービス事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者は、第十五条の三十二第一項又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(知的障害者デイサービスセンター)

第二十一条の五 知的障害者デイサービスセンターは、十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を通じて、創作的活動の機会の提供、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与することを目的とする施設とする。

(知的障害者更生施設)

第二十一条の六 知的障害者更生施設は、十八歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。

(知的障害者授産施設)

第二十一条の七 知的障害者授産施設は、十八歳以上の知的障害者であつて雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。

(知的障害者通勤寮)

第二十一条の八 知的障害者通勤寮は、就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。

(知的障害者福祉ホーム)

第三章 費用

(市町村の支弁)

第二十二條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第十五條の四の規定により市町村が行う行政措置に

要する費用

三 第十六條の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

第二十一條の九 知的障害者福祉ホームは、低額な料金で、現に住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

第五章 費用

(市町村の支弁)

第二十二條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第十五條の十一、第十五條の十四の三又は第十五條の十四の四の規定により市町村が行う施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費(以下「施設訓練等支援費等」という。)の支給に要する費用

三 第十五條の三十二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

二 第十六條の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

三 市町村が設置する知的障害者援護施設の設置及び運

営に要する費用

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

三 都道府県が設置する知的障害者援護施設の設置及び運営に要する費用

(都道府県の負担)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十三条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第一号の二の費用(知的障害者通勤寮支

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

(都道府県の負担)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十三条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第二号の費用(次号に掲げる費用を除く。)
については、その四分の一

二 第二十二條第二号の費用(第九條第一項に規定する居住地を有しないか、又は居住地が明らかでない知的障害者(第四号において「居住地不明知的障害者」という。)
については、その十分の五

三 第二十二條第三号の費用(第十六條第一項第二号の

規定による行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。) については、その四分の一

四 第二十二條第三号の費用 (居住地不明知的障害者について第十六條第一項第二号の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。) については、その十分の五

援に係る施設訓練等支援費等の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。) 及び同条第二号の費用 (第十六條第一項第二号の規定による行政措置 (知的障害者通勤寮に係るものを除く。) に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。) のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うものについては、その四分の一

二 第二十二條第一号の二の費用 (第九條第一項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者 (以下この条において「居住地不明知的障害者」という。) についての施設訓練等支援費等の支給) 費用に限る。) 及び第二十二條第二号の費用 (第十六條第一項第二号の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う行政措置 (知的障害者通勤寮に係るものを除く。) に要する費用に限る。) については、その十分の五

三 第二十二條第一号の三の費用 (第十五條の三十二條第二項の行政措置に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。) については、その四分の一

四 第二十二條第一号の三の費用 (居住地不明知的障害

(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二
条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲
げる費用の十分の五を負担する。

一 第二十二条第二号の費用

二 第二十二条第三号の費用のうち、第十六条第一項第

二号の規定による行政措置に要する費用

者についての第十五条の三十二第一項の行政措置に要
する費用に限る。) については、その十分の五

五 第二十二条第三号の費用のうち、知的障害者更生施
設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用に
ついては、その四分の一

(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二
条又は第二十三条の規定により市町村又は都道府県が支
弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担
する。

一 第二十二条第一号の二の費用(知的障害者通勤寮支
援に係るものを除く。)

二 第二十二条第一号の三の費用(第十五条の三十二第
二項の行政措置に要する費用を除く。)

三 第二十二条第二号の費用のうち、第十六条第一項第
二号の規定による行政措置(知的障害者通勤寮に係る
ものを除く。)に要する費用

四 第二十二条第三号の費用のうち、知的障害者更生施
設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

(費用の徴収)

第二十七条 第十五条の四又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

(準用規定)

第二十七条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第三号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第四章 雑則

五 第二十三条第三号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

(費用の徴収)

第二十七条 第十五条の三十二又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

(準用規定)

第二十七条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第六章 雑則

(審判の請求)

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(審判の請求)

第二十七條の三 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(不正利得の徴収)

第二十七條の四 市町村は、偽りその他不正の手段により施設訓練等支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定知的障害者更生施設等が、偽りその他不正の行為により施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支払を受けたときは、当該指定知的障害者更生施設等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十

二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(報告等)

第二十七条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に關して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者若しくは知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十五条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供等)

第二十七条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に關して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者又は知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め

、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは知的障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(租税その他公課の非課税)

第二十七条の七 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(受給権の保護)

第二十八条 施設訓練等支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(大都市等の特例)

第三十条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定は、指定

(大都市等の特例)

第三十条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二十五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定

中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第三十条の二 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設について、第十九条第二項において適用することとされる社会福祉法第七十条から第七十二条までの規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同条第一項及び第二項の規定による許可の取消しを除く。)は、これらの施設に入所する者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(権限の委任)

第三十一条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(実施命令)

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(権限の委任)

第三十条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(実施命令)

第三十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(条例による過料)

第三十二条 市町村は、条例で、第十五条の十三第二項後段又は第十五条の十四第二項の規定による施設受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附則

(更生援護の特例)

3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条の四、第十六条(第一項第二号に限る。)及び第二十二条から第二十七条までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

(更生援護の特例)

3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条の四、第十五条の十一から第十五条の十五まで、第十五条の三十二(第一項に限る。)、第十六条(第一項第二号に限る。)及び第二十二条から第二十七条までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

(国の無利子貸付け等)

4 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第二十六条の規定により国がその費用について負担する知的障害者援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)(第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十六条の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規

-
- 定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 5 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、知的障害者援護施設その他知的障害者の福祉を図ることを目的とする施設の設置（第二十六条の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村又は社会福祉法人が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
- 6 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 国は、附則第四項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である
-

施設の設置に係る第二十六条の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 国は、附則第五項の規定により都道府県又は指定都市等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 市町村又は都道府県が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）新旧対照表（公布日施行）
 （附則第四十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。</p>	<p>（定義） 第五条 この法律で「精神障害者」とは、精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。</p>

改 正 案

目次

第一章～第四章（略）
 第五章（略）
 第一節・第二節（略）
 第三節 指定医の診察及び措置入院（第二十三条 第三十二条）
 第四節 医療保護入院等（第三十三条 第三十五条）
 第五節 精神病院における処遇等（第三十六条 第四十条）
 第六節 雑則（第四十一条 第四十四条）
 第六章～第九章（略）
 附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）と相まつてその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精

現 行

目次

第一章～第四章（略）
 第五章（略）
 第一節・第二節（略）
 第三節 指定医の診察及び措置入院（第二十三条 第三十一条）
 第四節 通院医療（第三十二条 第三十二条の四）
 第五節 医療保護入院等（第三十三条 第三十五条）
 第六節 精神病院における処遇等（第三十六条 第四十条）
 第七節 雑則（第四十一条 第四十四条）
 第六章～第九章（略）
 附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付と相まつて、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

第四節 通院医療

(通院医療)

第三十二条 都道府県は、精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局その他病院若しくは診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局であつて政令で定めるもの（その開設者が、診療報酬の請求及び支払に関し次条に規定する方式によらない旨を都道府県知事に申し出たものを除く。次条において「医療機関等」という。）で病院又は診療所へ入院しないで行われる精神障害の医療を受ける場合において、その医療に必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

2 前項の医療に必要な費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によつて算定する。

3 第一項の規定による費用の負担は、当該精神障害者又はその保護者の申請によつて行うものとし、その申請は、精神障害者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に対してしなければならない。

4 前項の申請は、厚生労働省令で定める医師の診断書を添えて行わなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

5 第三項の申請があつてから二年を経過したときは、当該申請に基づく費用の負担は、打ち切られるものとする。

6 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の規定によつて医療を受けることができる者及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者については、第一項の規定は、適用しない。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の医療に関し必要な事項は、政令で定める。

（費用の請求、審査及び支払）

第三十二条の二 前条第一項の医療機関等は、同項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

2 都道府県は、前項の費用を当該医療機関等に支払わなければならぬ。

3 都道府県は、第一項の請求についての審査及び前項の費用の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金その他政令で定める者に委託することができる。

（費用の支弁及び負担）

第三十二条の三 国は、都道府県が第三十二条第一項の規定により負担する費用を支弁したときは、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、その二分の一を補助する。

第三十二条の四 第三十条の二の規定は、第三十二条第一

項の規定による都道府県の負担について準用する。

第四節 医療保護入院等

第五節 精神病院における処遇等

第六節 雑則

(事務の区分)

第五十一条の十四 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

2・3 (略)

別表 (第十九条の六の四関係)

科目	教授する者
第十八条	第一項第
第十九条	第一項に

第五節 医療保護入院等

第六節 精神病院における処遇等

第七節 雑則

(事務の区分)

第五十一条の十四 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第五章第四節、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

2・3 (略)

別表 (第十九条の六の四関係)

科目	教授する者
第十八条	第一項第
第十九条	第一項に

(略)	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者自立支援法並びに精神保健福祉行政概論		
(略)	(略)	この法律及び障害者自立支援法並びに精神保健福祉行政に関する知識経験を有する者であること。		
(略)			八時間	四号に規定する研修の課程の時間数
(略)			三時間	規定する研修の課程の時間数
(略)	(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び精神保健福祉行政概論		
(略)	(略)	この法律及び精神保健福祉行政に関する知識経験を有する者であること。		
(略)			八時間	四号に規定する研修の課程の時間数
(略)			三時間	規定する研修の課程の時間数

改正案

現行

（国及び地方公共団体の義務）
 第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付と相まつて、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）
 第四条 医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置

（国及び地方公共団体の義務）
 第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付と相まつて、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）
 第四条 医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は居宅生活支援事業若しくは社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置

者及び社会適応訓練事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

2 (略)

一 四 (略)

五 障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

(地方精神保健福祉審議会)

第九条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方精神保健福祉審議会」という。)を置くことができる。

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

者及び居宅生活支援事業又は社会適応訓練事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

2 (略)

一 四 (略)

第九条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県に精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方精神保健福祉審議会」という。)を置く。

2 (略)

第十条及び第十一条 削除

(委員及び臨時委員)

第十条 地方精神保健福祉審議会の委員は、二十人以内とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神保健福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。

(条例への委任)

第十一条 地方精神保健福祉審議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(欠格条項)

第十九条の六の三 (略)

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は障害者自立支援法若しくは同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二・三 (略)

(委員及び臨時委員)

第十条 地方精神保健福祉審議会の委員は、二十人以内とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方精神保健福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 委員の任期は、三年とする。

(条例への委任)

第十一条 地方精神保健福祉審議会の運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(欠格条項)

第十九条の六の三 (略)

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二・三 (略)

(指定の取消し)
第十九条の九 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会(地方精神保健福祉審議会が置かれていない都道府県にあつては、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一条の二第一項に規定する都道府県医療審議会)の意見を聴かなければならない。

3 (略)

第二十二條の二 保護者は、第四十一条の規定による義務(第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。)を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長若しくは障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業(同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。)を行う者に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

(相談指導等)

第四十七条 (略)

(指定の取消し)
第十九条の九 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

第二十二條の二 保護者は、第四十一条の規定による義務(第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。)を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

(相談指導等)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。次項において同じ。)は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

5 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

(施設及び事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を

2・3 (略)

4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県等は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事等が任命する。

(施設及び事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を

受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は障害福祉サービス事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託することができる。

2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の利用又は障害福祉サービス事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用についての要請を行うものとする。

3 (略)

4 精神障害者社会復帰施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、第二項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(事業の停止等)

第五十条の二の五 (略)

受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者居宅生活支援事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業（以下この条において「精神障害者居宅生活支援事業等」という。）の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を精神障害者地域生活支援センターに委託することができる。

2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の利用又は精神障害者居宅生活支援事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者居宅生活支援事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。

3 (略)

4 精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者居宅生活支援事業等を行う者は、第二項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(事業の停止等)

第五十条の二の五 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者社会
復帰施設につき、その事業の廃止を命じようとするとき
は、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴か
なければならぬ。

(精神障害者居宅生活支援事業の実施)

第五十条の三 国及び都道府県以外の者は、精神障害者の
社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、厚生労働省
令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で
定める事項を都道府県知事に届け出て、精神障害者居宅
生活支援事業を行うことができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項
に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その
旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

3 国及び都道府県以外の者は、精神障害者居宅生活支援
事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、
厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出
なければならない。

(精神障害者居宅生活支援事業の種類)

第五十条の三の二 精神障害者居宅生活支援事業の種類は
、次のとおりとする。

- 一 精神障害者居宅介護等事業
- 二 精神障害者短期入所事業
- 三 精神障害者地域生活援助事業

2 精神障害者居宅介護等事業は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害のために日常生活を営むのに支障のある精神障害者につき、その者の居宅において食事、身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（次項において「介護等」という。）を供与する事業とする。

3 精神障害者短期入所事業は、精神障害者であつて、その介護等を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護等を受けることが一時的に困難となつたものにつき、精神障害者生活訓練施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、介護等を行う事業とする。

4 精神障害者地域生活援助事業は、地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業とする。

（報告の徴収等）

第五十条の三の三 都道府県知事は、精神障害者の福祉のために必要があると認めるときは、精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十条の三の三第一項」と読み替えるものとする。

(事業の停止等)

第五十条の三の四 都道府県知事は、精神障害者居宅生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る精神障害者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止を命ずる場合には、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条の三 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業（通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに

(精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条の四 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業（通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加

に、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

（国及び地方公共団体の補助）

第五十一条

都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者に対し、当該施設の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

2| 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一・二（略）

三 前項の規定による補助に要した費用

（センターへの協力）

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者、精神障害者社会復帰施設の設置者及び障害福祉サービス事業等を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務

の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

（国及び地方公共団体の補助）

第五十一条 市町村は、精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

2| 都道府県は、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 市町村が行う精神障害者居宅生活支援事業に要する費用

二 前項の規定による補助に要した費用

3| 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者に対し、当該施設の設置及び運営に要する費用の一部を補助することができる。

4| 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一・二（略）

三 前二項の規定による補助に要した費用

（センターへの協力）

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者、精神障害者社会復帰施設の設置者及び精神障害者居宅生活支援事業又は精神障害者社会適応

を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

第五十三条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十条の二の五の規定による停止又は廃止の命令に違反した者

訓練事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

第五十三条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員若しくは臨時委員、精神医療審査会の委員若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十条の二の五第一項の規定による停止又は廃止の命令に違反した者

四 第五十条の三の四第一項の規定による制限又は停止

四 第五十一条の十三第一項の規定により厚生労働大臣が行う第五十条の二の五に規定する停止又は廃止の命令に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号若しくは第三号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

5 国は、当分の間、都道府県（第五十一条の十二の規定により、都道府県が処理することとされている第五十条第一項又は第五十一条第一項の事務を指定都市が処理する場合にあつては、当該指定都市を含む。以下この項において同じ。）に対し、第五十一条第二項の規定により国がその費用について補助することができる精神障害者社会復帰施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

の命令に違反した者
五 第五十一条の十三第一項の規定により厚生労働大臣が行う第五十条の二の五第一項に規定する停止又は廃止の命令に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号、第三号若しくは第四号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

5 国は、当分の間、都道府県（第五十一条の十二の規定により、都道府県が処理することとされている第五十条第一項又は第五十一条第三項の事務を指定都市が処理する場合にあつては、当該指定都市を含む。以下この項において同じ。）に対し、第五十一条第四項の規定により国がその費用について補助することができる精神障害者社会復帰施設の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、都道府県以外の精神障害者社会復帰施設の設置者が行う場合にあつては当該設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において

て、無利子で貸し付けることができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
（附則第四十九条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一章～第五章（略）

第六章（略）

第一節（略）

第二節 相談指導等（第四十六条 第五十一条）

第七章（略）

第八章 雑則（第五十一条の十一の二 第五十一条の十
五）

第九章（略）

附則

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まつて、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の

目次

第一章～第五章（略）

第六章（略）

第一節（略）

第二節 相談指導等（第四十六条 第四十九条）

第三節 施設及び事業（第五十条 第五十一条）

第七章（略）

第八章 雑則（第五十一条の十一の二 第五十一条の十
六）

第九章（略）

附則

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付と相まつて、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進

普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)

第四条 医療施設の設置者又は社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(精神医療審査会)

第十二条 第三十八条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

(審査の案件の取扱い)

第十四条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をも

及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮)

第四条 医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(精神医療審査会)

第十二条 第三十八条の三第二項及び第三十八条の五第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

(審査の案件の取扱い)

第十四条 精神医療審査会は、精神障害者の医療に関し学

つて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

- 2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。
 - 一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者
 - 二 法律に関し学識経験を有する者
 - 三 その他の学識経験を有する者

(職務)

第十九条の四 (略)

2 (略)

一～四 (略)

五 第三十八条の三第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の五第四項の規定による診察

六～八 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第四項又は第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神病院(精神病院以外の病院で精神

識経験を有する者のうちから任命された委員三人、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員一人及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員一人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

- 2 合議体を構成する委員は、精神医療審査会がこれを定める。

(職務)

第十九条の四 (略)

2 (略)

一～四 (略)

五 第三十八条の三第三項及び第三十八条の五第四項の規定による診察

六～八 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十三条の四第一項の規定により精神障害者を入院させている精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているも

病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならない。

（政令及び省令への委任）

第十九条の六 この法律に規定するもののほか、指定医の指定に関して必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条第一項の規定による研修に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第二十二條の二 保護者は、第四十一条の規定による義務（第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。）を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

のを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならない。

（政令及び省令への委任）

第十九条の六 この法律に規定するもののほか、指定医の指定の申請に関して必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条第一項の規定による研修に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第二十二條の二 保護者は、第四十一条の規定による義務（第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。）を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長若しくは障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（同法附則第十一条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

第二十二條の四 (略)

2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者(以下「任意入院者」という。)から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。

3 (略)

4 前項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。)に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。

5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

第二十二條の四 (略)

2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者(以下この条において「任意入院者」という。)から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。

3 (略)

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 精神病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

(医療保護入院)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を

4 精神病院の管理者は、前項の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

(医療保護入院)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 | 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しななければならない。

7 | 精神病院の管理者は、第一項、第二項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條の三 精神病院の管理者は、第三十三條第一項、第二項又は第四項後段の規定による措置を採る場合において、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。ただし、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神病院の管理者は、遅滞なく、厚生

4 | 精神病院の管理者は、第一項又は第二項の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條の三 精神病院の管理者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。ただし、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神病院の管理者は、遅滞なく、厚生労働省令で定

労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならぬ。
い。

(応急入院)

第三十三条の四 (略)

2| 前項に規定する場合において、同項に規定する精神病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のため第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

3| 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十二条の四第四項に規定する特定医師は、第三十三条の四第二項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4| 第一項に規定する精神病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成

める事項を診療録に記載しなければならない。

(応急入院)

第三十三条の四 (略)

し、これを保存しなければならない。

5 | 第一項に規定する精神病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6 | 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精神病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

7 | 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第一項の指定を受けた精神病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行うことを指示することができる。

第三十三条の五 第十九条の九第二項の規定は前条第六項の規定による処分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による措置を採る場合について準用する。

(定期の報告等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 | 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項

2 | 前項に規定する精神病院の管理者は、同項の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 | 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精神病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 | 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第一項の指定を受けた精神病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行うことを指示することができる。

第三十三条の五 第十九条の九第二項の規定は前条第三項の規定による処分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神病院の管理者が前条第一項の規定による措置を採る場合について準用する。

(定期の報告)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。) に対し、当該精神病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限り)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項の規定による措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2
4 (略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が審査を求めた場合について準用する。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条の規定による報告又は第三十三条第四項の規定による届出(同条第一項の規定による措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2
4 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十三条の四第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第三十三条第一項若しくは第二項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十三条の四第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の四第一項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。